

浜岡原子力発電所 5 号機低圧タービンの圧力プレートなどへの クリアランス制度適用に係る認可申請

2025 年 10 月 27 日

当社は、浜岡原子力発電所 5 号機低圧タービンの圧力プレート(注 1)などへのクリアランス制度(注 2)の適用に向けて、必要な手続きを進めています。本日、原子炉等規制法(注 3)に基づき、原子力規制委員会に放射能濃度の測定・評価方法および管理方法について認可申請をおこないましたので、お知らせします。

今後、申請内容について原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

<申請内容>

1. 対象物

浜岡原子力発電所 5 号機低圧タービンの圧力プレートおよび旧第 12 段ダイヤフラム(注 4)
総重量: 約 111 t

2. 測定および評価方法

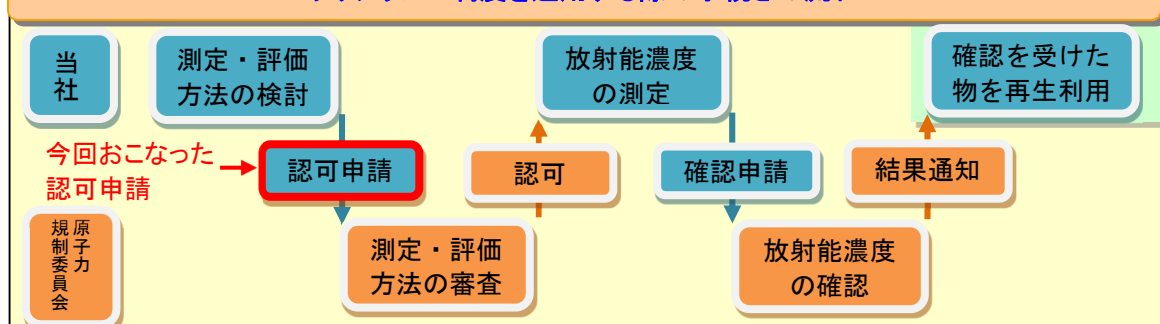
ゲルマニウム半導体検出器(注 5)を用いて放射線の測定をおこない、放射能濃度がクリアランス制度に定める基準以下であることを評価する。

3. 管理方法

対象物を再生利用等のために発電所から搬出するまでの間、測定・評価や原子力規制委員会による確認の進捗に応じた保管エリアを発電所の構内に設定し、識別管理、異物の混入防止、汚染防止等の措置をおこなう。

- 注1 圧力プレートとは、翼の代わりに設置する鋼製の板で、翼がある時と同じように圧力を下げ、蒸気の流れを整える部品です。今回認可申請をおこなった圧力プレートは、2006 年 6 月の 5 号機低圧タービン羽根損傷事象を受け、損傷した翼の代わりに一時的に設置したもので、すでに取り外しています。
- 注2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する機器の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。
- 注3 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注4 ダイヤフラムとは、タービン内部の蒸気の流れを整えるための翼を構成する部品の一部です。今回認可申請をおこなった旧第 12 段ダイヤフラムは、2006 年 6 月の 5 号機低圧タービン羽根損傷事象を受け、取り外したものです。
- 注5 ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの半導体を使用した放射線検出器で、放射線(ガンマ線)を精度よく検出できます。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



以 上